

## 経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

## 今回のテーマ： グループ法人税制とグループ通算制度

2022年4月1日以後に開始する事業年度より、100%の資本関係を有する企業グループに適用される連結納税制度はグループ通算制度へ移行されることとなりました。

## グループ通算制度の適用開始時期及び手続

適用開始時期	2022年4月1日以後開始する事業年度より適用	
手続	連結納税制度の適用を受けている場合	手続き不要
	上記以外の場合	適用を受けようとする事業年度開始の日の3か月前までに申請書を提出

## グループ法人税制とグループ通算制度の比較

項目	グループ法人税制	グループ通算制度
制度の適用	強制適用(申請不要)	選択適用(事前申請が必要)
適用対象	100%の資本関係を有する企業グループ(内国法人が完全支配する場合のみならず、個人または外国法人を通じて完全支配する場合も含む)	100%の資本関係を有する企業グループ(内国法人が完全支配する場合に限る)
納税単位	各単体法人が申告	各単体法人が申告。損益通算・税額調整後、各単体法人がそれぞれ納付。
事業年度	各法人それぞれの事業年度	親法人の事業年度に合わせる(子法人のみなし事業年度)
グループ内損益通算	単体申告のため損益通算は行われない	親法人と子法人の間で損益通算を行う(親法人と完全支配関係の継続が見込まれる場合は欠損金も持込可能)
グループ内の法人間の一定の資産の移転	譲渡損益を繰延べ、グループ外へ移転、償却、除却等を行った時に認識	同左
グループ内の法人間の寄附金	支払法人:損金不算入 受取法人:益金不算入	同左
グループ内の法人間の配当	全額益金不算入	同左
外国税額控除	各社ごとに計算	グループ全体で計算
試験研究費税額控除	各社ごとに計算	グループ全体で計算
中小法人向け特例	適用あり(但し、親法人の資本金が5億円以上の場合は適用なし)	グループ内に一社でも中小法人以外の法人がある場合は適用なし

**お見逃しなく！**

グループ通算制度は、連結納税制度に比べ制度が簡素化されているため、申告書作成時や税務調査時の事務負担が軽減されますが、一度適用した場合、原則として任意での適用の取り止めはできません。